

## 大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程

制 定 平成31. 4. 1 規程111

最近改正 令和 8. 3. 30 規程 94

### 第 1 章 総則

#### (趣旨等)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学工業高等専門学校教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 56 条の規定に基づき、教職員（就業規則第 2 条第 1 項に規定する教職員のうち就業規則第 56 条第 2 号に掲げるものをいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

#### (給与の種類)

第 2 条 教職員の給与は、給料、給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、クロスアポイントメント手当及び共同研究等貢献手当とする。

### 第 2 章 給料の支給基準

#### (給料)

第 3 条 教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

#### (給料表)

第 4 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表(1) (別表第 1)
- (2) 教育職給料表 (別表第 2)

#### (職務の級の決定)

第 5 条 教職員の職務の級（給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、大阪公立大学工業高等専門学校教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところにより決定する。

#### (初任給の決定)

第 6 条 新たに教職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。

#### (昇格等による給料決定)

第 7 条 教職員が 1 の職務の級から他の職務の級に移った場合又は 1 の職から同じ職務の

級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程の定めるところにより決定する。

#### (昇給)

第8条 教職員の昇給は、昇給等規程に定める日に、同規程で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、同規程に定める基準に従い決定するものとする。

2 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

3 休職となった教職員が復職したときその他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、昇給等規程で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

#### (給料の調整額)

第9条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、給料表の給料月額をもって給料とすることが適当でないとき認められるときは、別に定める調整額を支給する。

2 前項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

#### (給料支給の始期及び終期)

第10条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。

2 教職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第34条第8項及び第35条から第38条までの規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。

(1) 次号から第5号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。

(2) 離職又は死亡の日に第41条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。

(3) 就業規則第30条(第2号及び第8号に掲げる場合を除く。)の規定により解雇とされた者及び就業規則第52条第5号の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。

(4) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員退職手当規程第4条の適用を受ける者については、その離職の日までの給料を支給する。

(5) 就業規則第18条の転籍出向の命令に応じて退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(6) その他公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)の要請に応じて人事交流等のため退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(7) 前各号に掲げるもののほか、当該教職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務

上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。

- 3 離職した教職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50条）に基づき大阪府（以下「府」という。）又は大阪市（以下「市」という。）から派遣されていた者が、本法人のみと雇用契約を結ぶ教職員となるために府又は市を退職した場合を含む。）が即日又はその翌日教職員になった場合の給料支給については、引き続き在職するものとみなすことができる。

#### （給料の日割計算）

第11条 前条の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（大阪公立大学工業高等専門学校教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

### 第3章 諸手当の支給基準

#### （管理職手当）

第12条 管理又は監督の地位にある教員には、管理職手当を支給する。

- 2 前項に規定する教員は、別表第3に掲げる職にある者とし、同表の区分欄に定める区分に応じて、同表の管理職手当の月額欄に定める額を支給する。
- 3 管理職手当を受ける職を2以上兼ねる場合には、区分が最も上位である職に対する管理職手当を支給するものとし、当該職以外の職に対する管理職手当は支給しない。

#### （管理職手当の始期、終期及び日割計算）

第13条 月の中途において、管理職手当を受けるべき職に採用され、又は管理職手当を支給すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当を支給し、管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当の額を改定し、退職し、又は管理職手当を支給すべき事由が消滅した場合はその日から管理職手当を支給しない。

- 2 前項の場合の管理職手当の計算にあたっては、第11条の規定を準用し、日割計算する。

#### （扶養手当）

第14条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、教職員と生計を一にし、かつ、主としてその教職員の収入により生計を維持するものをいう。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母

- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (5) 心身に著しい障害がある親族
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については、1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子で15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

#### （扶養の届出）

第15条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

#### （扶養手当支給の始期及び終期）

第16条 扶養手当は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その教職員となった日から、扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（前条第1号に該当する事実が生じた扶養親族の誕生日が4月1日であるときは、その事実が生じた日の属する月）から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 2 扶養手当は、扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある教職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（第14条第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。
- 3 月の途中において扶養手当が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の支給額の計算については、第11条の規定を準用し、日割計算する

#### (地域手当)

第 17 条 教職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、給料の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 12.8 (東京都の特別区に在勤する教職員にあっては、100 分の 20) (第 34 条に規定する休職者 (ただし、第 8 項に規定するものを除く。)) については、給料、給料の調整額及び扶養手当の月額の合計額) を乗じて得た額とする。

#### (地域手当の始期及び終期)

第 18 条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され、又は退職した場合の地域手当については、第 10 条及び第 11 条の規定を準用して、計算する。

#### (住居手当)

第 19 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して支給する。ただし、大阪公立大学工業高等専門学校教職員住居手当規程 (以下「住居手当規程」という。) で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 自ら居住するため住宅 (貸間を含む。次号において同じ。) を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っている教職員
  - (2) 第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者 (届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) が居住するための住宅を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当規程に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、28,000 円 (前項第 1 号に掲げる教職員のうち同項第 2 号に掲げる教職員でもあるものにあつては、その額に 2 分の 3 を乗じて得た額) を超えない範囲内において、同項各号に掲げる教職員の区分に応じて住居手当規程で定める。

#### (住居の届出)

第 20 条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 前条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 住居手当を受けている教職員の住居、家賃の額その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

#### (住居手当支給の始期及び終期)

第 21 条 住居手当の支給は、教職員が新たに第 19 条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、教職員が同項の要件を欠くに至った日の属する月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、そ

の日の属する月) から行うものとする。

- 2 住居手当は、これを受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合(同額に改定する場合を含む。) について準用する。

#### (通勤手当)

第 22 条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。ただし、大阪公立大学工業高等専門学校教職員通勤手当規程(以下「通勤手当規程」という。) で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする教職員
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、通勤手当規程で定めるもの(以下「自転車等」という。) を使用することを常例とする教職員
- 2 通勤手当の額は、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として通勤手当規程で定める期間をいう。以下同じ。) の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき通勤手当規程で定める額とする。
- 3 第1項第2号に掲げる教職員で、交通の用具(自転車を除く。) の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が通勤手当規程で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。) を利用し、その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。
  - (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1ヶ月あたりの駐車場等の料金に相当する額として通勤手当規程で定める額
  - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 次に掲げる額の合計額が150,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。) につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
  - (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
  - (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき通勤手当規程で定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
  - (3) 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1ヶ月あたりの駐車場等の料金に相当する額として通勤手当規程で定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、通勤手当規程で定める教職員については、この限りでない。

- 6 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

#### (単身赴任手当)

第 23 条 新たに教職員として採用されたこと、事業場を異にする配置転換又は勤務する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他大阪公立大学工業高等専門学校教職員単身赴任手当規程（以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該採用、配置転換又は事業場の移転の直前の住居から当該採用、配置転換又は事業場の移転の直後に勤務する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000 円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあつては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

#### (単身赴任手当の届出)

第 24 条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに前条第 1 項又は第 3 項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居その他住居手当の月額を変更する事由があつたとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

#### (単身赴任手当支給の始期及び終期)

第 25 条 第 21 条の規定は、単身赴任手当の支給について、準用する。

#### (時間外勤務手当)

第 26 条 勤務時間等規程第 2 章又は第 3 章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務した教職員には、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 勤務時間等規程第 8 条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（第 2

- 号に掲げるものを除く) 100分の125
- (2) 休日以外の日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの  
100分の150
- (3) 休日の勤務(第4号に掲げるものを除く) 100分の135
- (4) 休日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の  
160
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第9条後段の規定による勤務時間の割振変更により、所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、週当たり38時間45分を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてした勤務の時間が1月について45時間を超え60時間以下の教職員には、その45時間を超え60時間以下勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100分の130(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155)
- (2) 所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてしたもの 100分の30
- 4 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてした勤務の時間が1年間(4月1日から翌年の3月31日まで)について360時間を超えた教職員には、その360時間を超えて勤務した全時間(次項に掲げる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100分の130(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155)
- (2) 所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてしたもの 100分の30
- 5 所定の勤務時間外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
- (2) 所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてしたもの 100分の50

6 時間外勤務手当の計算において、勤務の区分が前各項に重複して該当するときは、最も高い支給割合によるものとする。

7 前項までの規定にかかわらず、勤務時間等規程第3章の規定が適用される教職員の時間外勤務手当の支給については、別に定める。

#### (夜間勤務手当)

第27条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した教職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

#### (管理職深夜勤務手当)

第28条 勤務時間等規程第13条の規定の適用を受ける教職員(以下「管理監督者」という。)が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を管理職員深夜勤務手当として支給する。

2 前2条の規定は、管理監督者には適用しない。

#### (時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第29条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「給料(調整額含む)の月額」} + \text{「管理職手当の月額」} + \text{「これらに対する地域手当の月額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

3 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

4 第2項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

#### (時間外勤務手当等の計算)

第30条 前4条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、1時間未満の端数を生じたときはこれを時間単位に換算する。

3 前項の規定により計算した時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当

の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。

#### (宿日直手当)

第31条 勤務時間等規程第16条に規定する宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命じられて勤務した教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

2 前5条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第26条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

#### (時間外勤務手当等の特例)

第32条 監視又は断続的勤務に従事する教職員については、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前6条の規定にかかわらず、別段の定めをすることがある。

#### (クロスアポイントメント手当)

第32条の2 本法人及び他機関の教員等の双方の身分を有しながら本法人及び他機関の業務を行う教職員(以下「クロスアポイントメント教職員」という。)には、本法人と他機関の間で締結する協定において、本法人が給与を一括支給する場合に支給すべき給与の額が、クロスアポイントメント制度の適用がないものとした場合における給与相当額を上回るときは、その差額相当額をクロスアポイントメント手当として支給することがある。

2 前項のほか、クロスアポイントメント制度の適用期間において、特段の事情があるときは、本法人はクロスアポイントメント教職員に対して必要な補てんを行うためにクロスアポイントメント手当を支給することがある。

#### (共同研究等貢献手当)

第32条の3 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校共同研究規程第7条第1項及び大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校受託研究規程第7条第1項に定める知的貢献費の交付の対象となる研究における当該研究を代表して行う教職員が指定する者に対して、共同研究等貢献手当を支給する。

2 前項に定めるもののほか、共同研究等貢献手当に関し、必要な事項は公立大学法人大阪共同研究等貢献手当規程(以下「共同研究等貢献手当規程」という。)で定める。

### 第4章 期末手当及び勤勉手当

#### (期末手当及び勤勉手当)

第33条 6月1日又は12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する教職員には、大阪公立大学工業高等専門学校教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「期末手当規程」という。)に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

## 第5章 休職者等の給与

### (休職者の給与)

- 第34条 就業規則第20条第1項第1号の規定により休職となった者（次項及び第3項に定めるものを除く。）に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給し、満1年を超えてからは、給与を支給しない。
- 2 結核性疾患にかかり就業規則第20条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。満2年を超えてからは、給与を支給しない。
- 3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により就業規則第20条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、給与の全額を支給する。
- 4 就業規則第20条第1項第2号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 就業規則第20条第1項第3号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。
- 6 就業規則第20条第1項第4号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。
- 7 就業規則第20条第1項第5号の規定による休職者に対しては、その休職期間中、その者が大阪公立大学工業高等専門学校において勤務した場合に受けるべき給与から出向先から受け取った給与を差し引いた額以内の給与を支給することがある。
- 8 就業規則第20条第1項第6号の規定による専従休職（以下「専従休職」という。）となった教職員には、その間、給与を支給しない。
- 9 就業規則第20条第1項第7号の規定により休職となった場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、休職となった教職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (停職者の給与)

- 第35条 就業規則第52条第3号の規定による停職（以下「停職」という。）とされた教職

員には、その間、給与を支給しない。

#### (育児・介護休業者の給与)

第 36 条 大阪公立大学工業高等専門学校教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

#### (育児短日数勤務の期間中の給与)

第 37 条 育児・介護休業規程に規定する育児短日数勤務をしている教職員のその間の給与については、大阪公立大学工業高等専門学校育児短日数勤務をしている教職員の給与に関する規程に定めるところによる。

#### (自己啓発等休業者の給与)

第 38 条 大阪公立大学工業高等専門学校教職員の自己啓発等休業に関する規程に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

#### (業務傷病休業等の間の給与)

第 39 条 就業規則第 46 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）となった教職員には、その間、給与の全額を支給する。

#### (休職前後の給与支給の変更)

第 40 条 教職員が月の中途において、前 6 条に規定する休職、停職、育児休業、出生時育児休業、介護休業、育児短日数勤務、自己啓発等休業又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、第 11 条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

- 2 前項の場合において、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の計算については、それぞれ通勤手当規程及び期末手当規程において定める。
- 3 月の初日から引き続いて休職等となっていたものが、月途中で復職等となった場合は、その教職員にかかる給料をその日以後速やかに支給するものとする。

## 第 6 章 給与の減額

### (給料の減額)

第 41 条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第 18 条に規定する年次有給休暇
- (2) 勤務時間等規程第 25 条第 1 項に規定する特別休暇
- (3) 就業規則第 61 条第 2 項及び第 62 条第 2 項並びに勤務時間等規程第 29 条に規定する病気休暇

- (4) 勤務時間等規程第 31 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- (5) 就業規則第 18 条の 2 に規定するクロスアポイントメント制度による出向の期間における出向先での所定の勤務日（出向先から当該所定の勤務日について給与を受けていないと認められる場合で、この項により給与を減じることとなる事由に相当する事由がないときに限る。）
- (6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により給与減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給与の額の 100 分の 50 をその者に支給すべき給与の額から減額する。
- (1) 勤務時間等規程第 29 条に定める病気休暇の期間及び就業規則第 61 条第 1 項第 2 号（同号に準ずる者として第 3 号の適用を受ける者を含む。以下同じ。）により就業を禁止され同条第 2 項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、就業規則第 43 条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1 日未満の欠勤は 1 日とみなす。）の期間が引き続き 90 日を超える場合
- (2) 就業規則第 62 条第 2 項による病気休暇の期間が引き続き 1 年を超える場合
- 4 前項各号に掲げる病気休暇（前項第 1 号にあってはその後に引き続き欠勤の期間を含む。以下同じ。）により引き続き勤務しない期間（以下「病気休暇等の期間」という。）の期間の計算にあたって、病気休暇等と病気休暇等の間の期間（以下「休暇間の期間」という。）がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。
- (1) 休暇間の期間に勤務した日（1 日未満の欠勤及び宿日直勤務を除く。以下同じ。）がない場合 当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。
- (2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合 当該休暇間の期間が 90 日未満（休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾患によるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は 180 日未満）である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。
- （勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額）**
- 第 42 条 前条第 1 項に規定する勤務 1 日当たりの給料額は、給料の月額（調整額を含む）をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。
- 2 前条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。 「給料（調整額を含む）の月額」 / 「週勤務時間」 × 52 / 12
- 3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「週勤務時間」＝「週所定勤務時間」－「週所定勤務時間」×「年間祝日等日数」÷365

4 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

5 第3項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

#### （給料の減額の方法）

第43条 第41条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

#### （管理職手当の減額）

第44条 教員が所定の時間勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日当たりの管理職手当を、その者に支給すべき管理職手当から減額する。

(1) 勤務時間等規程第18条に規定する年次有給休暇

(2) 勤務時間等規程第25条第1項に規定する特別休暇

(3) 勤務時間等規程第31条第1項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間

2 勤務成績が著しく不良である教員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。

3 第1項の勤務1日当たりの手当額の計算にあたっては、第42条第1項の規定を準用して計算する。

#### （地域手当の減額）

第45条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料及び給料の調整額の月額にかかる部分については、第41条及び第42条の規定を準用し、減額する。

2 地域手当のうち、管理職手当にかかる部分については、第44条の規定を準用し、減額するものとする。

#### （扶養手当、住居手当、単身赴任手当の減額）

第46条 第41条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は減額しない。

### 第7章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

#### （計算期間）

第47条 給与は、本規程、通勤手当規程、期末手当規程その他本規程の関係規程（以下「本

規程等」という。)において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

#### (支払日)

第 48 条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当については、翌月の支給日に支給する。

2 前項に定める給与の支給日は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

(1) 日曜日(次号に掲げる日を除く。)又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日等」という。) その翌日

(2) 日曜日でその翌日が祝日等であるもの その前々日

(3) 土曜日 その前日

3 共同研究等貢献手当の支給日は、共同研究等貢献手当規程に定めるところによる。

#### (退職者等への給与支払)

第 49 条 給与の支給日(以下「支給日」という。)後において新たに教職員となった者及び支給日前において離職し、又は死亡した教職員に係る給与については、その日以後速やかに支給するものとする。

#### (非常時の給与支払)

第 50 条 教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合には、第 47 条及び第 48 条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

(1) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合

(2) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合

(3) 教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により 1 週間以上にわたって帰郷する場合

#### (給与の支払方法)

第 51 条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント教職員の給与の支払方法については、大阪公立大学工業高等専門学校クロスアポイントメント制度に関する規程第 7 条に定める協定に基づき、別段の取扱いをすることができるものとする。

## 第8章 再雇用職員の給与

### (再雇用職員の給与)

第52条 次条に定義する再雇用職員の給与について、本章に定めのある事項はその定めによるものとする。

2 再雇用職員の給与は、給料、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び共同研究等貢献手当とする。

### (定義)

第53条 再雇用職員とは、大阪公立大学工業高等専門学校職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職員 再雇用規程第2条第2項に規定する1週間の所定勤務時間が38時間45分である者をいう。

(2) パートタイム再雇用職員 再雇用規程第2条第3項に規定する1週間の所定勤務時間が37時間30分を超えない者をいう。

### (給料)

第54条 再雇用職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 新たに再雇用職員となった者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職員 その者が占める職務に適用される給料表及び職務の級の再雇用の欄に掲げる金額

(2) パートタイム再雇用職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1円未満の端数は切り捨てる。）

$$\frac{1 \text{ 週当たりの所定勤務時間}}{38.75}$$

### (昇格)

第55条 再雇用職員は、昇格しない。

### (昇給)

第56条 再雇用職員は、昇給しない。

### (通勤手当)

第57条 再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより通勤手当を支給する。

(1) 所定勤務日数が週4日以上のある者又は通勤手当規程に定める地域からの通勤のため新幹線鉄道等を利用する者 第22条の規定を準用する。

(2) 所定勤務日数が週4日に満たない者(前号に掲げる者を除く。) 通勤手当の額は、次に定めるところによる。ただし、1月当たりの額が150,000円を超えることとなる場合については、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

ア 交通機関を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1月の勤務(現に通勤したものに限る。)の往復にかかる回数分の利用区間にかかる片道普通乗車券の購入価格を支給する。ただし、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満のものには支給しないものとする。

イ 自転車等を利用する場合 通勤手当規程第14条の5第2号の規定を準用する。ただし、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満のものには支給しないものとする。

(3) 特別の事情により、前2号の規定によることが困難であると理事長が認める者理事長が個別に定める。

#### (時間外勤務手当)

第58条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて時間外勤務手当を支給する。

(1) フルタイム再雇用職員 第26条の規定を準用する。

(2) パートタイム再雇用職員 大阪公立大学工業高等専門学校パートタイム有期雇用教職員給与規程第26条の規定を準用する。

### 第9章 雑則

#### (給与を受ける権利の処分禁止)

第59条 教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

#### (給与の支給額の端数計算)

第60条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### (追給の限度)

第61条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して3年を経過していない分に限り追給するものとする。

#### (戻入の限度)

第62条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して5年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

#### (この規程により難しい場合の措置)

第63条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定

よることが著しく不適當であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### (定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
  - (2) 旧就業規則 (旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則をいう。
  - (3) 承継教職員 この規程の施行の日の前日に旧府大法人に在職し、合併前の大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
  - (4) 高専区分教職員 この規程が適用される教職員で、高専事業場で勤務する者（再雇用規程の適用を受ける者及び前号の教職員を除く。）をいう。
  - (5) 旧給与規程 (旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程をいう。

### (合併に伴う特例措置)

- 3 本則の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの期間における承継教職員及び高専区分教職員の給与については、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 56 条まで並びに第 59 条から第 62 条までの規定を除き、旧給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。

### (給料表その他の切替えにかかる措置)

- 4 前項の規定による合併に伴う特例措置の終了及び本則の適用にかかる取扱いについては大阪府立大学工業高等専門学校教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程に定める。

### (60 歳を超える職員の給料に関する特例)

- 5 当分の間、一般職給料表(1)の適用を受ける者（再雇用規程の適用を受ける者を除く。以下「職員」という。）の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（以下「特定日」という。）以後、当該職員の受ける給料月額（この規程の規定又は他の規程の規定により給料表の給料月額よりも多い給料月額を受ける職員にあっては、当該給料月額を含む。）に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。
- 6 就業規則第 15 条第 2 項本文の規定による他の職への降任をされた職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が就業規則第 15 条第 2 項本文の規定により他の職への降任をされた日（以下

「異動日」という。)の前日に当該職員が受けていた特定日の前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額(大阪公立大学工業高等専門学校教職員退職手当規程第8条第1項第1号の規定を準用して算定した退職手当基礎額に相当する額をいう。以下同じ。)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定(給料月額相当額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額相当額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

8 附則第5項の規定の適用を受ける職員(附則第6項に規定する職員を除く。)であって、異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定をされた職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、特定日において役職定年による降任をされたと仮定した場合に特定日において受けることとなる給料月額相当額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)と特定日給料月額との差額を給料として支給する。

9 附則第6項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であって、就業規則第15条第2項ただし書きの規定により降任の時期が特定日後に延長された職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、異動日前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額と当該職員の受ける給料月額との差額を給料として支給する。

#### (60歳を超える職員の給料の調整額に関する特例)

10 附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第9条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「定める調整額」とあるのは「定める調整額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第10項の規定により読み替えられた前項」とする。

附 則 (令和2.2.12 規程10)

**(施行期日)**

- 1 この規程は、令和2年2月12日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「第1条改正後の規程」という。）第17条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

**(給与の内払)**

- 3 第1条の規定による改正前の大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程の規定に基づいて平成31年4月1日から第1条改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**(清算日)**

- 4 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和2年2月17日とする。

附 則（令和2.3.31 規程70）

**(施行期日)**

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**(追給の限度に関する経過措置)**

- 2 この規程による改正後の大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程第61条の規定は、この規程の施行の日以後に本来支払われるべき支給日が到来する給与について適用し、同日より前に支給日が到来した給与については、なお従前の例による。

附 則（令和4.3.31 規程421）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4.9.30 規程633）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5.2.28 規程19）

**(施行期日)**

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

**(給与の内払)**

- 4 この規程による改正前の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程の規定に基づいて令和4年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**(清算日)**

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和5年3月17日とする。

附 則（令和5.3.31 規程137）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則（令和5.12.20 規程 228）**

**（施行期日）**

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

**（給与の内払）**

- 4 この規程による改正前の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程の規定に基づいて令和5年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**（清算日）**

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和6年1月17日とする

**附 則（令和6.7.22 規程 194）**

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

**附 則（令和7.1.24 規程 6）**

**（施行期日）**

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和6年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

**（給与の内払）**

- 4 この規程による改正前の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程の規定に基づいて令和6年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**（清算日）**

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和7年2月17日とする

**附 則（令和7.3.31 規程 79）**

**（施行期日）**

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

**（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）**

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第14条の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある親族」とあるのは「(5)

心身に著しい障害がある親族／(6) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 3 この規程による改正後の規程第23条の規定は、この規程の施行日以降に新たに教職員として採用された者に適用し、同日より前に教職員として採用された者については、なお従前の例による。

#### 附 則 (令和8.1.30 規程17)

##### (施行期日)

- 1 この規程は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第17条、別表第1及び別表第2の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和7年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

##### (給与の内払)

- 4 この規程による改正前の大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程の規定に基づいて令和7年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

##### (清算日)

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和8年2月17日とする。

#### 附 則 (令和8.3.30 規程94)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 一般職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級
1	199,600	269,100	293,000	363,900
2	200,700	270,200	294,300	365,700
3	201,800	271,300	295,500	367,500
4	202,900	272,300	296,700	369,300
5	204,000	273,300	297,900	371,100
6	205,100	274,400	299,300	373,000
7	206,200	275,500	300,700	374,800
8	207,300	276,600	302,000	376,600
9	208,400	277,600	303,300	378,400
10	209,700	278,700	304,700	380,300
11	211,000	279,800	306,100	382,200

12	212,300	280,900	307,500	384,000
13	213,600	282,000	308,800	385,800
14	215,000	283,200	310,300	388,000
15	216,400	284,300	311,800	390,200
16	217,700	285,400	313,300	392,400
17	219,000	286,500	314,700	394,500
18	220,900	287,700	316,200	396,600
19	222,800	288,800	317,700	398,700
20	224,700	289,900	319,200	400,800
21	226,600	291,000	320,700	402,900
22	229,100	292,300	322,700	404,600
23	231,500	293,600	324,600	406,300
24	233,900	294,900	326,500	407,900
25	236,300	296,100	328,400	409,500
26	238,100	297,400	330,400	411,000
27	239,800	298,700	332,400	412,500
28	241,500	300,000	334,400	414,000
29	243,000	301,200	336,400	415,500
30	243,400	302,600	338,100	416,700
31	243,700	303,900	339,800	417,900
32	244,000	305,200	341,400	419,000
33	244,300	306,500	343,000	420,100
34	244,900	307,900	344,600	421,300
35	245,500	309,200	346,200	422,400
36	246,100	310,500	347,800	423,500
37	246,700	311,800	349,300	424,600
38	248,200	313,200	351,300	425,300
39	249,700	314,600	353,200	426,000
40	251,100	315,900	355,100	426,700
41	252,500	317,200	357,000	427,400
42	253,700	318,600	358,900	428,000
43	254,900	320,000	360,800	428,500
44	256,000	321,400	362,700	429,000
45	257,100	322,700	364,600	429,500
46	258,100	324,000	366,500	429,800

47	259,100	325,300	368,300	430,000
48	260,000	326,600	370,100	430,200
49	260,900	327,900	371,900	430,400
50	261,800	329,500	373,400	430,600
51	262,700	331,100	374,900	430,800
52	263,600	332,700	376,300	431,000
53	264,500	334,300	377,700	431,200
54	265,400	335,900	378,800	431,400
55	266,300	337,400	379,800	431,600
56	267,200	338,900	380,800	431,800
57	268,100	340,400	381,800	432,000
58	269,000	341,200	382,900	432,200
59	269,900	342,000	383,900	432,400
60	270,800	342,800	384,900	432,600
61	271,700	343,500	385,900	432,800
62	272,600	344,300	386,500	433,000
63	273,500	345,100	387,100	433,200
64	274,400	345,900	387,700	433,400
65	275,200	346,500	388,200	433,600
66	276,100	347,300	388,800	433,800
67	277,000	348,100	389,400	434,000
68	277,800	348,800	390,000	434,200
69	278,600	349,500	390,500	434,400
70	279,800	350,100	391,100	434,600
71	280,900	350,700	391,700	434,800
72	282,000	351,300	392,300	435,000
73	283,100	351,800	392,800	435,200
74	284,000	352,400	393,400	
75	284,900	352,900	394,000	
76	285,800	353,400	394,500	
77	286,600	353,900	395,000	
78	287,500	354,400	395,400	
79	288,400	354,900	395,700	
80	289,300	355,400	396,000	
81	290,100	355,800	396,300	

82	291,000	356,200	396,700	
83	291,900	356,600	397,000	
84	292,800	357,000	397,300	
85	293,600	357,400	397,600	
86	294,500	357,800	398,000	
87	295,400	358,200	398,300	
88	296,300	358,600	398,600	
89	297,100	359,000	398,900	
90	298,000	359,400	399,100	
91	298,900	359,800	399,300	
92	299,800	360,200	399,500	
93	300,500	360,500	399,700	
94	301,400	360,900	399,900	
95	302,300	361,300	400,100	
96	303,100	361,700	400,300	
97	303,900	362,000	400,500	
98	304,600	362,300	400,700	
99	305,300	362,600	400,900	
100	306,000	362,900	401,100	
101	306,700	363,200	401,300	
102	307,400	363,500		
103	308,100	363,700		
104	308,800	363,900		
105	309,400	364,100		
106	309,800	364,300		
107	310,200	364,500		
108	310,500	364,700		
109	310,800	364,900		
110	311,200	365,100		
111	311,600	365,300		
112	311,900	365,500		
113	312,200	365,700		
114	312,600			
115	312,900			
116	313,200			

117	313,500			
118	313,900			
119	314,200			
120	314,500			
121	314,800			
122	315,100			
123	315,400			
124	315,700			
125	315,900			
126	316,200			
127	316,400			
128	316,600			
129	316,800			
130	317,000			
131	317,200			
132	317,400			
133	317,600			
134	317,800			
135	318,000			
136	318,200			
137	318,400			
138	318,600			
139	318,800			
140	319,000			
141	319,200			
142	319,400			
143	319,600			
144	319,800			
145	320,000			
再雇用	244,100	260,800	283,100	307,700

備考：この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第2 教育職給料表

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	251,200	287,500	341,100	411,700	524,400
2	253,900	289,100	343,500	414,200	526,100
3	256,500	290,700	345,800	416,700	527,800
4	259,100	292,300	348,100	419,200	529,500
5	261,700	293,900	350,400	421,600	531,100
6	264,400	295,500	352,900	423,800	532,900
7	267,000	297,100	355,300	425,900	534,600
8	269,600	298,700	357,700	428,000	536,300
9	272,200	300,300	360,100	430,100	538,000
10	274,400	302,000	362,200	432,300	539,900
11	276,600	303,700	364,300	434,500	541,800
12	278,800	305,400	366,300	436,700	543,700
13	281,000	307,000	368,300	438,800	545,600
14	282,500	309,400	370,300	440,900	547,100
15	283,900	311,800	372,200	443,000	548,600
16	285,300	314,100	374,100	445,100	550,100
17	286,700	316,400	376,000	447,100	551,600
18	288,000	319,200	377,800	448,700	552,400
19	289,300	322,000	379,500	450,300	553,200
20	290,600	324,700	381,200	451,800	554,000
21	291,900	327,400	382,900	453,300	554,800
22	293,200	328,500	384,900	454,900	555,400
23	294,500	329,500	386,900	456,400	556,000
24	295,800	330,500	388,900	457,900	556,500
25	297,100	331,500	390,800	459,400	557,000
26	298,400	334,300	393,800	461,800	557,600
27	299,700	337,000	396,800	464,100	558,200
28	301,000	339,700	399,800	466,400	558,700
29	302,200	342,400	402,700	468,700	559,200
30	303,300	344,400	405,000	471,000	559,600
31	304,400	346,400	407,300	473,300	560,000
32	305,500	348,300	409,500	475,600	560,400
33	306,500	350,200	411,700	477,900	560,700
34	307,900	352,300	414,000	479,900	561,100

35	309,300	354,400	416,300	481,800	561,500
36	310,600	356,400	418,600	483,700	561,800
37	311,900	358,400	420,900	485,600	562,100
38	313,300	360,500	423,000	487,300	562,400
39	314,700	362,500	425,100	488,900	562,600
40	316,100	364,500	427,200	490,500	562,800
41	317,500	366,500	429,300	492,100	563,000
42	318,400	368,600	431,300	493,500	563,200
43	319,300	370,600	433,300	494,900	563,400
44	320,200	372,600	435,300	496,300	563,600
45	321,100	374,600	437,200	497,600	563,800
46	322,000	376,400	438,800	499,600	564,000
47	322,900	378,200	440,400	501,500	564,200
48	323,800	380,000	441,900	503,400	564,400
49	324,700	381,700	443,400	505,300	564,600
50	325,600	383,500	445,000	507,200	564,800
51	326,500	385,300	446,500	509,100	565,000
52	327,400	387,100	448,000	511,000	565,200
53	328,300	388,800	449,500	512,900	565,400
54	329,200	390,500	451,100	514,500	
55	330,100	392,200	452,600	516,100	
56	331,000	393,900	454,100	517,700	
57	331,900	395,600	455,600	519,300	
58	332,800	397,300	457,100	520,300	
59	333,700	398,900	458,600	521,300	
60	334,600	400,500	460,100	522,200	
61	335,500	402,100	461,600	523,100	
62	336,400	403,800	462,900	524,000	
63	337,300	405,400	464,100	524,900	
64	338,200	407,000	465,300	525,800	
65	339,100	408,600	466,500	526,600	
66	340,300	410,300	467,400	527,400	
67	341,400	412,000	468,300	528,200	
68	342,500	413,700	469,200	529,000	
69	343,600	415,400	470,000	529,800	

70	344,700	417,100	470,900	530,500	
71	345,800	418,800	471,800	531,100	
72	346,900	420,500	472,600	531,700	
73	348,000	422,200	473,400	532,300	
74	349,000	423,800	474,100	532,900	
75	350,000	425,400	474,800	533,500	
76	351,000	427,000	475,500	534,100	
77	352,000	428,600	476,200	534,600	
78	352,900	430,200	476,800	535,100	
79	353,700	431,800	477,400	535,600	
80	354,500	433,400	477,900	536,100	
81	355,300	434,900	478,400	536,600	
82	356,100	436,400	479,000	537,000	
83	356,900	437,800	479,500	537,300	
84	357,700	439,200	480,000	537,600	
85	358,400	440,600	480,500	537,900	
86	359,300	441,900	481,000	538,200	
87	360,200	443,100	481,500	538,500	
88	361,100	444,300	481,900	538,800	
89	361,900	445,500	482,300	538,900	
90	362,300	446,700	482,800	539,100	
91	362,700	447,900	483,300	539,300	
92	363,000	449,000	483,700	539,500	
93	363,300	450,100	484,100	539,600	
94	363,700	451,100	484,300	539,800	
95	364,000	452,100	484,500	540,000	
96	364,300	453,100	484,700	540,200	
97	364,600	454,000	484,900	540,300	
98	364,900	454,700	485,100	540,500	
99	365,200	455,300	485,300	540,700	
100	365,500	455,900	485,500	540,900	
101	365,800	456,500	485,700	541,000	
102	366,200	457,400	485,900	541,200	
103	366,500	458,300	486,100	541,400	
104	366,800	459,100	486,300	541,600	

105	367,100	459,900	486,500	541,700	
106	367,500	460,800	486,700		
107	367,900	461,700	486,900		
108	368,300	462,600	487,100		
109	368,600	462,800	487,300		
110	369,000	463,500			
111	369,400	464,200			
112	369,800	464,900			
113	370,100	465,600			
114	370,500	465,800			
115	370,900	466,000			
116	371,200	466,200			
117	371,500	466,300			
118	371,900	466,500			
119	372,300	466,700			
120	372,600	466,900			
121	372,900	467,000			
122	373,300	467,200			
123	373,700	467,400			
124	374,000	467,600			
125	374,300	467,700			
126	374,700	467,900			
127	375,100	468,100			
128	375,400	468,300			
129	375,700	468,400			
130	376,100	468,600			
131	376,400	468,800			
132	376,700	469,000			
133	377,000	469,100			
134	377,300	469,300			
135	377,600	469,500			
136	377,900	469,700			
137	378,200	469,800			
138	378,500				
139	378,700				

140	378,900				
141	379,100				

備考：この表は、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手である者をいう。）に適用する。

### 別表第3 管理職手当

#### 教育職給料表

職	区分	管理職手当の月額
校長	1種	106,800円
教務主事	2種	60,200円
学生主事		
副校長		
校長補佐	3種	32,000円